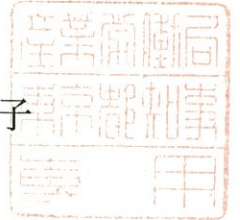


令和3年1月7日

一般社団法人東京経営者協会

会長 富田 哲郎 様

東京都知事 小池 百合子



「テレワーク緊急強化月間」及び「出勤者数の7割削減」の
取組について（要請）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、緊急事態宣言が発令されます。感染の拡大防止に向けては、人の流れ、人と人との接触を徹底的に抑えることが必要であり、感染の拡大防止と事業活動の両立を図るため、テレワークを強力に推進することが求められています。

このため都は、緊急事態宣言の期間である1月8日から2月7日までを「テレワーク緊急強化月間」とし、事業者の皆様には、「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施や、出勤が必要となる職場においてもローテーション勤務や時差出勤等を推進することにより、「出勤者数の7割削減」を目指すことを要請いたします。

都としても、中小企業制度融資の優遇措置の充実や、多摩地域の宿泊施設をサテライトオフィスとして提供する支援などにより、取組を後押ししてまいります。

つきましては、貴団体の加盟企業・団体等に、上記の取組の実施を強く働きかけていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。